

令和5年度予算編成方針

令和4年10月5日
津島市長 日比 一昭

我が国の景気は、緩やかに持ち直しており、先行きについては、ウィズコロナの新たな段階への移行が進められる中、景気が持ち直していくことが期待されますが、物価上昇、供給面での制約等の影響に十分注意する必要があります。

また、国の来年度予算の概算要求では、地方の安定的な財政運営に必要となる一般財源の総額については、「経済財政運営と改革の基本方針2022」等を踏まえ、令和4年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保するという内容にとどまっており、新型コロナウイルス感染症への対応、デジタル変革（DX）への対応、グリーン化（GX）の推進、活力ある地域づくりの推進、防災・減災、国土強靱化など、地方の財政運営に影響を及ぼす制度や施策については、国及び県の予算編成等の動向を十分注視し、的確に対応していく必要があります。

このような情勢の中、歳入面では、市税については、**個人市民税や法人市民税等の回復を見込むものの、資源価格・物価上昇、円安の動向や新型コロナウイルスの感染状況等が、今後の企業収益や消費に与える影響が懸念**されます。また、総務省の試算では、地方税収等の回復に伴い、地方交付税と臨時財政対策債の合計額は、減少が見込まれております。

一方、歳出面では、引き続き**新型コロナウイルス感染症への対応**が必要であり、また、高齢化の進展や子育て支援の充実に伴う**扶助費の増加等**が想定されます。このような中で、本市を取り巻く社会情勢の変化や、一層複雑・多様化する行政ニーズに的確に対応していく必要があります。

こうしたことから、令和5年度も引き続き財源不足が見込まれる状況となっておりますが、令和3年度末の財政調整基金残高は大きく改善しており、当面は**市民サービスの向上や津島市の「価値」を高める成長投資など幅広い施策の推進が可能な状況**となっております。

この状況を継続し、将来にわたって持続可能な財政基盤を確立するため、歳入については、国、県の設けた財政措置を確実に把握のうえ的確に活用するとともに、歳出についても一層の事務事業の見直し、経費の節減に取り組むなど、引き続き、歳入・歳出両面にわたる行財政改革に着実に取り組んでいく必要があります。

以上のことから、**令和5年度予算は、効率的な行財政運営を着実に実行することで、真に必要な分野に限られた財源を重点的かつ効果的に配分することを基本に、次に掲げる「つしま成長戦略」の各項目等の実現を市政の重点目標として、下記に十分留意**

の上、年間予算として編成します。

「つしま成長戦略」

- 1 子ども・子育て応援都市、つしま
- 2 防災・減災モデル都市、つしま
- 3 地域の特性を活かした交流都市、つしま
- 4 地域経済が活性化する発展都市、つしま
- 5 いつまでも健康で暮らす都市、つしま

+ プラス

○成長投資の推進（都市計画マスタープランによるまちづくりの推進）

- デジタル変革（DX）の更なる推進
- グリーン化（GX）の推進

記

- 1 行政活動の計画・立案に際しては、別に示す「予算編成留意事項」に沿って、市民にとって真に必要な施策であるかを吟味し、現下の財政状況に鑑み、政策目的と具体的な施策との整合性が確保されているかを十分検証した上で、**制度・施策そのものの廃止・休止を含めて見直すこと。**

また、「行財政改革推進大綱（改訂版）」及び「行財政改革推進計画（第2次）」に掲げた取組を着実に実行しながら、引き続き効率的な行財政運営に努めるとともに、「総合計画実施計画」に掲げた施策の推進に努め、本市が直面している複雑多様な課題に的確に対応すること。

さらに、老朽化が進む公共施設等については、「公共施設等総合管理計画」及び「公共施設等適正配置計画」の方針を念頭に、**各施設の統廃合、長寿命化等に計画的かつ迅速に取り組み、財政負担の軽減を図ること。**

- 2 一層の重点化、効率化に努め、事業の所要額を十分精査し、必要最小限の額で立案すること。

- (1) 義務的経費及び性質上削減が困難な経費（①人件費的性格事業、②制度事業）については、緊急性、重要性を勘案した上で、必要最小限の額で立案すること。会計年度任用職員については、適切な人員の配置等を十分検討すること。

また、**働き方改革の推進、ワーク・ライフ・バランスの実現による時間外労働の削減**に取り組むこと。

令和5年度施行の定年年齢の段階的引上げについては、60歳に達する職員への情報提供・意思確認結果も踏まえ、退職手当はもとより給与費全般について、所要額を的確に見積もること。

- (2) **⑥実施計画登載事業**については、**別途通知された額の範囲内で必要最小限の立案とすること。**ただし、補助事業については、国及び県の令和5年度当初予算要求を踏まえた額で立案すること。

(3) **一般行政経費**(③施設維持管理経費、④単独補助金、⑤単独扶助費、⑦その他投資的事業、⑧その他の事業、⑨指定管理者制度事業)については、**各部局において事務事業の見直しを行う**こと。また、各部局における自主的な事務事業の見直しを促進するために枠配分方式としている趣旨を理解し、各部局長の責任において、事業ごとに一律的な削減を行うことなく、関係者等と十分に調整を図りながら、付与された財源の範囲内で、真に必要な施策へ重点配分すること。

昨今の資源価格、物価上昇等の影響を受ける市直営施設の光熱費、燃料費、賄材料費について、施設運営に支障が生じることがないように、令和5年度に限り、所要額を財源付与することとする。

なお、**部局単位の「予算要求枠」を超える要求は認めないので**、各部局内で調整すること。

3 行政評価制度を活用し、成果重視の視点から、施策目標を達成するための寄与する度合いが低い事業は、廃止・休止を含め、抜本的に見直すこと。

また、民間との役割分担に留意しつつ、市民・地域・民間事業者等との連携、協働について積極的に検討すること。

4 監査等における指摘事項については、事業内容及び執行方法等を十分検討の上、早期の是正に取り組むこと。

5 各部局に共通する行政課題については、事業の重複、競合を避けるとともに、事業効果をより高めることを念頭に、関係部課相互の連絡・調整を密にとり解決を図ること。

6 債務負担行為については、将来の財政運営を圧迫する要因となるので、制度本来の趣旨に沿って適切な運用を図るものとし、歳出予算と一体的に検討して、真に必要なかつ最小限の額にとどめること。

7 **特別会計及び企業会計**については、特にその設置の趣旨を十分に踏まえて、常に経営改善に努め、**健全な財政運営を基本とした事業執行計画に基づいて編成**すること。

8 **一部事務組合、出資法人等に対する財政的支援**については、将来的な財政負担に配慮し、各団体の収支及び中・長期の経営計画を的確に把握した上で検討を行い、**見直しを図る**こと。

限られた財源の中ではあるが、各部局においては、事業にメリハリをつけ、津島市の魅力を高める取組となるように、創意工夫を行うこと。